

# 拉致問題対策本部（コア会合）

## 議事次第

平成26年2月12日（水）  
17時40分～17時55分  
於：官邸3階南会議室

1. 開会
2. 本部長挨拶
3. 報告及び意見交換
  - (1) 最近の北朝鮮情勢
  - (2) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律のフォローアップ
  - (3) 最近の拉致問題に関する動き
4. 閉会

### [配布資料]

資料1：北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律のフォローアップ

資料2：北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）について

# 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律のフォローアップ

資料1

- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（支援法、平成14年制定）に基づき、帰国拉致被害者等に対して、永住意思表明後、10年を限度として、拉致被害者等給付金を支給しているが、平成26年度末に10年の期限を迎える。
- また、帰国拉致被害者が今後退職年齢に達すること等を踏まえ、今後の支援策の在り方について検討することが必要。
- このため、拉致問題対策本部の下に、拉致問題担当大臣を議長、関係省庁の局長クラスを構成員とする「関係省庁拉致問題連絡会（支援幹事会）」を設置して、今後の支援策の在り方等の検討を行う。

# 関係省庁拉致問題連絡会（支援幹事会） の設置について

## 1. 趣旨

- 「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策」（平成14年拉致問題専門幹事会第5回会合決定）のフォローアップと実施状況の評価
- 今後の支援策の在り方についての検討

## 2. 構成員（予定）

拉致問題担当大臣（議長）、内閣官房拉致問題対策本部事務局長（副議長）、内閣官房内閣審議官、警察庁警備局外事情報部長、法務省大臣官房長、総務省大臣官房総括審議官、外務省アジア大洋州局長、文部科学省国際統括官、厚生労働省大臣官房総括審議官、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

## 3. スケジュール

- |      |              |
|------|--------------|
| 2～4月 | 課長級会合において検討  |
| 5～7月 | 支援幹事会における検討  |
| 8月末  | 概算要求、検討結果を反映 |

### 1. COIの設置

- 昨年3月の人権理事会において、我が国及びEUが共同提案した北朝鮮人権状況決議がコンセンサス採択され、COIの設置が決定。

#### <調査委員会（COI）の概要>

- 調査対象：拉致問題を含む北朝鮮の人権状況全般
- 委員(3名)：カービー元豪州連邦最高裁判所判事（委員長），マルズキ北朝鮮人権状況特別報告者（元インドネシア検事総長），ピセルコ・セルビア=ヘルシンキ人権委員会（NGO）委員長
- 活動期間：1年間（本年3月の第25回人権理事会に最終報告書を提出）

### 2. COIの訪日（2013年8月27日～9月1日）

- 安倍総理，岸田外務大臣，古屋拉致問題担当大臣を含む政府要人との面会
- 関係省庁による政府合同説明会
- 公聴会（パブリックヒアリング：家族会，救う会，特定失踪者問題調査会など出席），拉致議連との会合

### 3. COIのこれまでの活動と今後の予定

#### ●2013年

- 8月18日～9月1日 韓国，日本訪問（北朝鮮は訪問できず）
- 9月11日～13日 タイ訪問
- 9月17日 COI口頭報告（人権理事会）
- 10月23日～24日 英国訪問（公聴会開催）
- 10月30日～11月1日 米国訪問（DCにて公聴会開催）（10月29日 COI口頭報告（国連総会（NY）））

#### ●2014年

- 2月17日 最終報告書公表（予定）
- 3月17日 COIとの対話（人権理事会）（NGOによるサイドイベント開催）
- 3月下旬 北朝鮮人権状況決議採決（人権理事会）→フォローアップ体制決定？

- 関心国では、COIの活動終了後（本年3月）の、体制を含む最終報告書のフォローアップの必要性で一致。
- 我が国は、アジア地域（タイなど）に国連のフォローアップの拠点を設置することを選好。これを実現すべく、今後関係国と協議を実施。